

宮崎県西臼杵郡 五ヶ瀬町

企業版 ふるさと納税 ご案内



宮崎県西臼杵郡 五ヶ瀬町はどんな町？



五ヶ瀬町

人とともに
地域とともに
自然とともに
笑顔でつながるまち

五ヶ瀬町は、緑映ゆ茶畑、錦のように野山を彩る紅葉、白銀眩しき雪景色などに象徴されるように、四季折々で鮮やかに装いを変えてゆく風景と、雄大な自然と溶け合うかのように暮らす人々が何よりの魅力の町です。

宮崎県の北西部、ひいては九州のど真ん中という好位置にあることで、九州各県からのアクセスも抜群です。



企業版ふるさと納税の概要

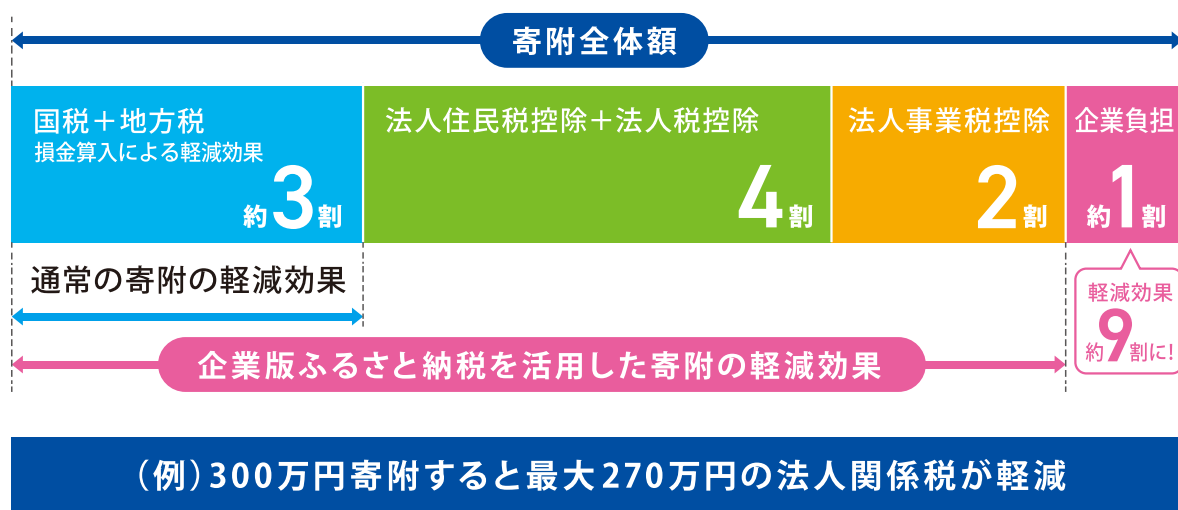
企業版ふるさと納税は、企業の皆様が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を支援した場合に、**税制上の優遇措置が受けられる仕組み**です。



実質的な企業負担は最大で約1割に圧縮

されます

軽減効果 約**9割**に！



留意事項

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・五ヶ瀬町外に本社(※)が所在する企業が対象。
※この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

企業様のメリット

☑ 企業としての**PR効果**



☑ **SDGs**の推進



☑ 町の公式HPや広報誌などで**企業PR**



☑ 地域資源を活かした**新事業展開**



☑ 五ヶ瀬町との新たな**パートナーシップの構築**



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



右のQRコードまたは下記アドレスからアクセス
寄附の申込み、流れや詳細を確認できます ▶

<https://www.town.gokase.miyazaki.jp/kakuka/kikaku/449.html>





五ヶ瀬町の主な地方創生プロジェクト

「五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生推進計画事業」に位置付けられている事業が企業版ふるさと納税の対象となります。

01

安定した雇用の創出と若者が働きたいと思える就業環境整備事業



本町の特性を活かした農林業や商業・観光振興を図っていくとともに、地域経済を維持していくため、地域内消費・生産の仕組みづくりや、雇用の場の確保に力を入れていきます。

具体的な施策としては、持続性のある農業経営を目指した農業の振興と雇用の確保。林業においては林道や作業道の基盤整備、森林施業の効率化、担い手や林業従事者の雇用の促進。町内の商工業者の結びつきを深め、既存商工業の基盤強化に取り組む他、事業承継支援に向けた取組などがあります。

具体的な取組み

新規就業者支援 / 新規開業支援 / 事業承継支援 / 第3セクターの安定運営 など

町内就業者数 数値目標

現状値(計画開始時点) 目標値(2024年度)

1710人 → 1700人

02

子どもを産み育てやすい環境づくり事業



本町で結婚・子育てをすることの魅力や情報の発信、妊娠から出産までの切れ目ない支援に加え、子育て支援策の充実、地域ぐるみで子育ての支援をします。

具体的な施策としては、結婚・子育てをしたいと思ってもらえるような情報等の提供や、多様化する保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備。多様な学習機会の提供や、きめ細かな学習支援を行い、地域とのつながりを一層強化し、深い郷土愛を育むための支援を行います。

具体的な取組み

妊産婦健康診査交通費助成 / こども医療費の助成 / 五ヶ瀬教育グランドビジョン / 出産祝金 など

年少人口割合 数値目標

現状値(計画開始時点) 目標値(2024年度)

14.0% → 12.4%

03

暮らしの支援と高齢化等に対応した生活機能を維持できる地域づくり事業



集落活動に対する支援や集落内外の連携強化を図り、持続可能な地域社会の確率を目指し、日常的な暮らしの支援と生活環境整備の充実により、町民が元気で安心して暮らせる町づくりを進めます。

具体的な施策としては、地域が持つあらゆる力を結集する地域作り協議会を組織化するとともに、地域づくり計画の立案により地域の将来像を共有。地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築や高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進等を行います。

具体的な取組み

地域づくり協議会の組織化 / 居場所の開設 / 高齢者配食サービス / 移住者支援金 / 移住者向け住宅の整備 など

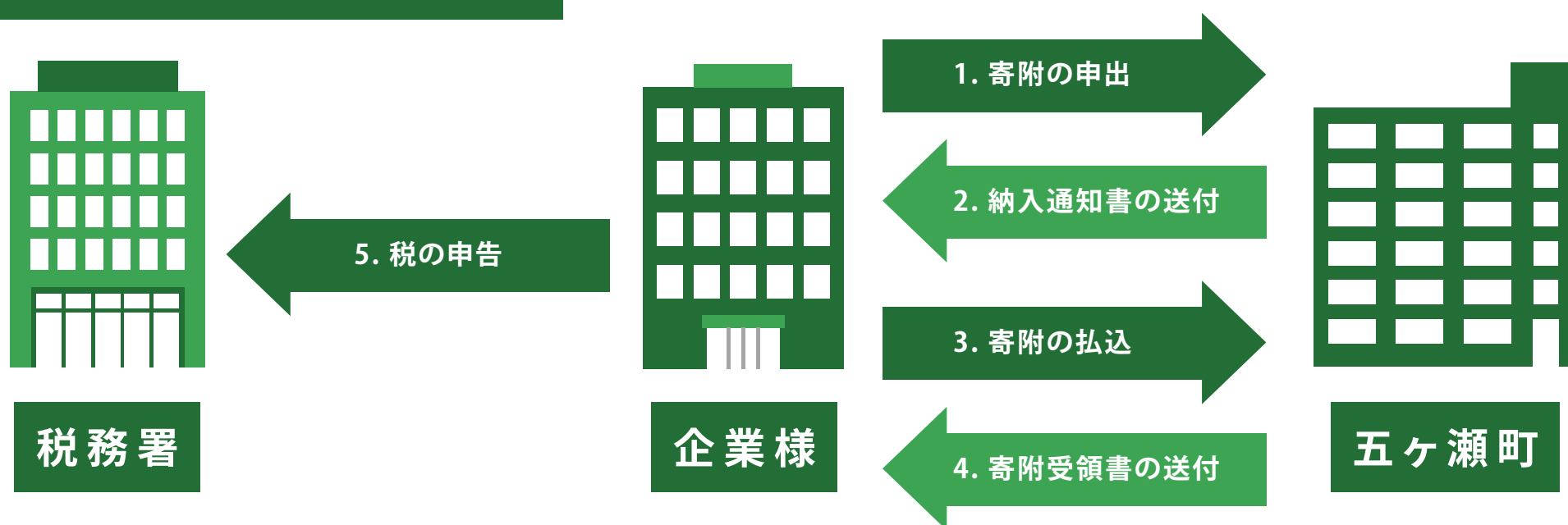
町の人口 数値目標

現状値(計画開始時点) 目標値(2024年度)

3887人 → 3528人

企業版ふるさと納税で五ヶ瀬町を応援してください
皆様のご支援をお待ちしております

寄附手続きのながれ



留意点

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 本社が五ヶ瀬町内に所在する法人の寄附は対象外となります。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- 寄附の代償として経済的な利益を受け取ることはできません。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 / × 有利な利率で貸付けをしてもらう。

お問い合わせ

宮崎県 西臼杵郡 五ヶ瀬町
五ヶ瀬町役場 企画課 商工観光係

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

TEL: 0982-82-1717

mail: syokokankou@town.gokase.miyazaki.jp